

香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第78号

香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則
(香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和31年香川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」及び備考を削る。

(香川県土地改良施設の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県土地改良施設の管理に関する条例施行規則(昭和39年香川県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式までの規定中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 ため池の保全に関する条例施行規則(昭和41年香川県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第2号様式及び第3号様式中「㊟」を削り、「ため池の保全に関する条例第4条後段」を「ため池の保全に関する条例第4条第1項後段」に改める。

第4号様式、第5号様式及び第7号様式中「㊟」を削る。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第4条 土地改良法施行細則(昭和56年香川県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1号様式その1から第3号様式その2までの規定中「㊟」を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式(注)中「連署」を「連名」に改める。

第7号様式から第9号様式までの規定中「㊟」を削る。

第10号様式中 「申請人 住所 氏名 ㊟ を 申請人 住所 氏名 に改める。
(15人以上連署) 」 (15人以上連名) 」

第11号様式から第25号様式までの規定中「㊟」を削る。

第26号様式及び第27号様式中 「所在地 名称 代表者氏名 ㊟ を 所在地 名称 代表者氏名 に改める。
住所 住所
(共同施行者 (全員連署)) (共同施行者 (全員連名))
氏名 ㊟ 」 氏名 」

第28号様式から第29号様式その2までの規定中「㊟」を削る。

第30号様式及び第31号様式中「㊟」を削る。

(香川用水記念公園規則の一部改正)

第5条 香川用水記念公園規則(平成9年香川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注4を削る。

第2号様式中「㊟」及び注を削る。

(農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則（令和元年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

第4号様式中「㊟」を削る。

第5号様式から第8号様式までの規定中「㊟」を削る。

第9号様式中「㊟」を削る。

第10号様式中「㊟」を削る。

第11号様式中「㊟」を削る。

第12号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。